

監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

令和元年度 市民生活部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年12月25日（水）、26日（木）

2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室、敦賀斎苑）、清掃センター、衛生処理場、生活安全課（消費生活センター）、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）補助事業実績報告について

補助事業者による補助金等の適正な執行を確認するため、補助事業者から業者等への支払については、現金手渡しではなく口座振込によることが望ましく、補助事業実績報告書には、領収書に代わり金融機関が証明する振込用紙の控や支払がわかる通帳の写しを添付するよう指導していただきたい。

（2）個人情報等の管理について

各課等で管理している個人情報等を含むシステムについて、システムの入替やリース物件の返却等の際には、データが漏洩することのないよう適切な処理を行うとともに、より安全性を確保できるリース契約等の内容について検討していただきたい。